

平成 23 年 第 1 回

# 菊陽町議会 5 月臨時会会議録

平成 23 年 5 月 10 日

熊本県菊陽町議会

# 第1回菊陽町議会5月臨時会会議録

平成23年5月10日（火）開会

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程

(平成23年第1回菊陽町議会5月臨時会)

平成23年5月10日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

追加日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期決定の件について

日程第3 諸般の報告

日程第4 副議長選挙について

日程第5 議席の指定について

日程第6 常任委員会委員の選任について

日程第7 議長の常任委員会委員の辞任について

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

日程第9 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

日程第10 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

日程第11 菊池広域連合議会議員の選挙について

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第13 菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員会の設置及び委員の選任について

日程第14 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第15 町長提出議案承認第1号から承認第4号までを一括議題

日程第16 町長の提案理由の説明

日程第17 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定）

日程第18 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定）

日程第19 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第20 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第9号））

日程第21 同意第3号 監査委員の選任について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中岡敏博君

2番 野田恭子君

3番 吉本孝寿君  
5番 渡邊裕之君  
7番 石原武義君  
9番 芝和長君  
11番 佐藤竜巳君  
13番 川俣鐵也君  
15番 上田茂政君  
17番 梅田清明君

4番 吉山哲也君  
6番 坂本秀則君  
8番 甲斐榮治君  
10番 岩下和高君  
12番 福島知雄君  
14番 加藤眞佐男君  
16番 小林久美子君  
18番 大塚昇君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

1番 中岡敏博君

2番 野田恭子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君  
教育長 赤峰洋次君  
総務部長 吉岡典次君  
産業建設部長 松本東亞君  
総務課長 平野誠也君  
財政課長 實取初雄君  
人権教育・啓発課長 堀川俊幸君  
健康・保険課長 村田節子君  
環境生活課長 大山陽祐君  
武蔵ヶ丘支所長 堀川正信君  
建設課長 松村孝雄君  
下水道課長 今村敬士君  
総務課長補佐兼庶務法制係長 服部誠也君  
学務課長 松本洋昭君  
生涯学習課長 佐藤清孝君

副町長 中富恭男君  
教育次長 水上孝親君  
福祉生活部長 眞鍋清也君  
会計管理者兼会計課長 阪本修一君  
総合政策課長 吉野邦宏君  
税務課長 阪本浩徳君  
福祉課長 渡邊幸伸君  
介護保険課長 宮本義雄君  
町民課長 山崎謙三君  
農政課長 荒木一雄君  
都市計画課長 坂本恭一君  
商工振興課長 吉川義則君  
図書館長 堀行徳君  
中央公民館長 矢野陽子君  
農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
書記 山川真喜子君

○議会事務局長（廣野豊徳君） おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、このたびの当選、まことにめでとうございます。心からお喜び申し上げます。

本日は当選後最初の議会でありますので、初対面の方もおられるかと思っておりますので、町長から順次自己紹介をお願いしたいと思います。

自席からで結構でございますので、まず初めに、後藤町長、よろしくお願い致します。

○町長（後藤三雄君） それじゃあ、改めましておはようございます。

菊陽町長を務めております後藤でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議会事務局長（廣野豊徳君） 続きまして、中富副町長、お願いいたします。

○副町長（中富恭男君） おはようございます。

副町長を務めております中富と申します。よろしくお願い申し上げます。

○議会事務局長（廣野豊徳君） 続きまして、赤峰教育長、お願いいたします。

○教育長（赤峰洋次君） おはようございます。

教育長を仰せつかっております赤峰でございます。お世話になります。

○議会事務局長（廣野豊徳君） それでは、ここからは議会構成を行いますので、執行部におかれましては退席されて結構でございます。

なお、総合政策課長と介護保険課長におきましては事務局のお手伝いをお願いしたいと思います。

議会構成が終わりましたら、庁内放送でお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時2分

再開 午前10時3分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議会事務局長（廣野豊徳君） それでは、再開いたします。

本日が一般選挙後最初の議会でありますので、議長の選挙が行われますまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。したがって、出席議員中、芝和長議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

芝和長議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（芝 和長君） おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました芝でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時4分

○臨時議長（芝 和長君） ただいまから平成23年第1回菊陽町議会臨時会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（芝 和長君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

しばらく休憩をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時5分

再開 午前10時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

○臨時議長（芝 和長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（芝 和長君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、どのような方法で行うのがよろしいでしょうか。

（「投票をお願いします」の声あり）

ただいま投票という意見がありました。したがって、選挙は投票により行います。

準備をしますので、しばらくお待ちください。

ただいまから投票により議長選挙を行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（芝 和長君） ただいまの出席議員数は18名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に渡邊裕之君、坂本秀則君を指名します。

ただいまから投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に議長候補1人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（芝 和長君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（芝 和長君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（芝 和長君） それでは、異状なしと認めます。

それでは、投票用紙に議長候補 1 人の氏名を記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔議会事務局長点呼、投票〕

○臨時議長（芝 和長君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（芝 和長君） 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。

渡邊裕之君及び坂本秀則君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（芝 和長君） 選挙の結果を事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（廣野豊徳君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち

川俣 鐵也議員 7票

大塚 昇議員 9票

梅田 清明議員 1票

小林久美子議員 1票

以上です。

○臨時議長（芝 和長君） 以上のとおり、公職選挙法第95条第 1 項によりこの選挙の法定得票数は 5 票であります。したがって、大塚昇君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（芝 和長君） ただいま議長に当選されました大塚昇君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第 2 項の規定により告知をいたします。

議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

大塚昇議員、登壇をお願いいたします。

○18番（大塚 昇君） 皆さん方本当にありがとうございました。

皆さん方の声を真摯に受けとめまして、これから菊陽町にふさわしい議会をつくっていく覚悟でございます。今後とも皆さん方のご協力そしてご指導、ご鞭撻をよろしく願いをいたします。本当にありがとうございました。

○臨時議長（芝 和長君） 以上をもちまして臨時議長としての職務を全部終了することができました。皆様のご協力、ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時40分

再開 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付しておりますとおり、議事日程を追加したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程はお手元に配付のとおり決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

現在、議席の指定をしておりませんので、中岡敏博君及び野田恭子君にお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第2 会期決定の件について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 追加日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付しましたとおりであります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時54分

再開 午前11時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第4、副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、どのような方法で行うのがよろしいでしょうか。

（「投票をお願いします」の声あり）

ただいま投票という意見がありました。したがって、選挙は投票により行います。

準備をしますので、しばらくお待ちください。

ただいまから投票により副議長選挙を行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚 昇君） ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に石原武義君及び甲斐榮治君を指名します。

ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚 昇君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に副議長候補1人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚 昇君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

それでは、投票用紙に副議長候補1人の氏名を記載願います。

事務局長が氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔議会事務局長点呼、投票〕

○議長（大塚 昇君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。

石原武義君及び甲斐榮治君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大塚 昇君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

○**議会事務局長（廣野豊徳君）** それでは、ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 16票

無効投票 2票

有効投票のうち

福島 知雄議員 4票

梅田 清明議員 11票

小林久美子議員 1票

以上です。

○**議長（大塚 昇君）** この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項の規定により5票であります。したがって、梅田清明君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○**議長（大塚 昇君）** ただいま副議長に当選されました梅田清明君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

梅田清明君、当選承諾並びにあいさつをお願いいたします。

○**17番（梅田清明君）** 皆さんの総意のもとに、このたび菊陽町議会副議長に任命いただきましてありがとうございます。全身全霊、議長を助けて今後頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 議席の指定について

○**議長（大塚 昇君）** 追加日程第5、議席の指定を行います。

議席の指定につきましては、議会規則第4条により議長において指定したいと思います。

指定の方法は、第1回当選議員、第2回当選議員、第3回当選議員、第4回当選議員、第5回当選議員、第7回当選議員と順次当選回数ごとに生年月日の若い順に1番から順次議席番号をつけたいと思います。議席の番号は議長席から見て前列右から左へ、2列目も前列どおり番号をつけたいと思います。

なお、副議長17番、議長18番席といたしたいと思いますますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（大塚 昇君）** 全員異議なしと認めます。したがって、副議長17番、議長18番と決定いたしました。

それでは、ただいまから議席について事務局長より発表させます。

事務局長。

○**議会事務局長（廣野豊徳君）** それでは、議席番号と氏名を発表いたします。

議席番号1番中岡敏博議員、2番野田恭子議員、3番吉本孝寿議員、4番吉山哲也議員、5

番渡邊裕之議員、6番坂本秀則議員、7番石原武義議員、8番甲斐榮治議員、9番芝和長議員、10番岩下和高議員、11番佐藤竜巳議員、12番福島知雄議員、13番川俣鐵也議員、14番加藤眞佐男議員、15番上田茂政議員、16番小林久美子議員、17番梅田清明議員、18番大塚昇議員です。

以上です。

- 議長（大塚 昇君） ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、議席を決定いたしました。なお、ただいまから机上の氏名標を一部取りかえますので、よろしく願いいたします。ここで、昼食休憩とします。午後は、12時50分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時51分

再開 午後0時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第6 常任委員会委員の選任について

- 議長（大塚 昇君） 追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題とします。ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

- 議長（大塚 昇君） 常任委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長においてお手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に予定しております追加日程第7、議長の常任委員会委員辞任の件につきましては、議長である私は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥の対象になりますので、議長席を副議長と交代します。

〔議長交代〕

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第7 議長の常任委員会委員の辞任について

- 副議長（梅田清明君） それでは、議長を交代いたしまして、追加日程第7、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

大塚昇君の除斥を求めます。

〔18番 大塚 昇君 退席〕

- 副議長（梅田清明君） 議長から、議会運営上公正を期するため、産業建設常任委員を辞任した

いとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（梅田清明君） 全員異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

大塚昇君の除斥を解きます。

〔18番 大塚 昇君 入場〕

○副議長（梅田清明君） 大塚昇議長に告知します。

ただいま常任委員の辞任を許可することに決定しましたので、お知らせいたします。

それでは、議長を交代します。

〔議長交代〕

○議長（大塚 昇君） これより委員会条例第8条第2項により、各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定しましたら議長まで報告をお願いいたします。

なお、念のために申し上げます。委員長が選任されるまでの間は、委員会条例により年長の議員が進行役を務めていただきます。委員長が決まりましたら、副委員長を決める際は委員長が進行をしてください。

以上、よろしく願いいたします。

しばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時56分

再開 午後1時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

総務常任委員長に渡邊裕之君、副委員長に野田恭子君、文教厚生常任委員長に岩下和高君、副委員長に芝和長君、産業建設常任委員長に小林久美子君、副委員長に石原武義君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

○議長（大塚 昇君） お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付い

たしました名簿のとおり議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより委員会条例第8条第2項により、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定しましたら議長まで報告をお願いいたします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時32分

再開 午後1時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

議会運営委員長に甲斐榮治君、副委員長に小林久美子君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第9 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第9、大津菊陽水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。

つきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、議長において指名推選をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。よって、議長において指名推選いたします。

野田恭子君、石原武義君、福島知雄君、上田茂政君、以上4名指名推選いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。よって、大津菊陽水道企業団議会議員にただいま指名推選いたしましたそれぞれの方を決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第10 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第10、菊池環境保全組合議会議員の選挙についてを議題とします。

つきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。よって、議長において指名推選いたします。  
坂本秀則君、佐藤竜巳君、以上2名を指名推選いたします。これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。よって、菊池環境保全組合議会議員にただいま指名推選いたしましたそれぞれの方を決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第11 菊池広域連合議会議員の選挙について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第11、菊池広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。  
つきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。よって、議長において指名推選いたします。  
私大塚昇と中岡敏博君、渡邊裕之君、梅田清明君、以上4名を指名推選いたします。これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。よって、菊池広域連合議会議員にただいま指名推選いたしましたそれぞれの方に決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。  
ここで資料の配付をいたします。  
〔資料配付〕

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。  
議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。  
お諮りします。  
委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時58分

再開 午後 2 時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第 1 3 菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員会の設置及び委員の選任について**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第13、菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

菊陽町議会広報編集調査に要するため、6人の委員をもって構成する菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることにしたいと思ひます。期間は、議会広報編集調査が終了するまでです。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。したがって、菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員会の設置については、6人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいまから名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

○議長（大塚 昇君） ただいま設置されました菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、ただいま配付いたしました名簿のとおり6人を指名したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。したがって、議会広報編集に関する調査研究特別委員会委員に、ただいま指名推選いたしましたそれぞれの方に決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議会広報編集に関する調査研究特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に梅田清明君、副委員長に甲斐榮治君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第 1 4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第14、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 2 時 27 分

再開 午後 2 時 37 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第 15 町長提出議案承認第 1 号から承認第 4 号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 追加日程第15、町長提出議案承認第 1 号から承認第 4 号までの 4 件について一括審議いたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第 16 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 追加日程第16、議案審議に入ります前に、改選後最初の議会でありますので、町長のごあいさつ並びにただいま議題としました議案に対する提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます前に、一言お祝いの言葉を申し上げます。

皆様におかれましては、去る 4 月 24 日に執行されました菊陽町議会議員一般選挙におきまして、めでたくご当選の榮譽を得られ、まことにおめでとうございます。心からお祝い申し上げます。

さて、菊陽町は昨年の国勢調査によると人口 3 万 7, 741 名、5 年前、平成 17 年国勢調査の人口 3 万 2, 434 人から 5, 307 人、16. 4% の伸び率を示しました。この伸び率は熊本県、九州では第 1 位、全国 1, 728 市町村の中で第 3 位となっております。昭和 30 年 4 月、菊陽町が市町村合併により誕生した当時、56 年前になりますが、当時の人口 1 万 2, 115 人から 2 万 5, 626 人、2. 1 倍増加しております。このことは、長年にわたり町民の皆様のまちづくりに対するご理解とご協力のもと、議会と行政が車の両輪のごとく、人と自然、緑を大切にしながらそれぞれの時代の基本構想に定める将来像の実現に取り組んできたことが今日の発展につながっているものと確信いたします。

このような中、本日ここに菊陽町議会議員となられました皆様をお迎えしての初議会を開会



する運びになりましたことは、菊陽町の町政の推進のため、まことにご同慶にたえない次第でございます。先ほど、議会構成も決定し、新しい町議会の執行体制ができ上がったわけであり、町民の皆様とともに心からお喜び申し上げますとともに、菊陽町のさらなる発展のために今後の議員各位のご活躍をご期待するものでございます。行政の立場にある執行体制も4月1日付で中富副町長が就任し、職員も人事異動等により新体制となりました。安全で安心、住みよいまちづくりのさらなる発展のため、厳しい財政状況の中、課題は山積しておりますが、皆様とともに全力で取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

ところで、平成23年度の行財政施策につきましては、本年3月に開会されました平成23年第1回定例議会におきまして、施政方針及び平成23年度当初予算等についてご説明を申し上げ、議決いただきましたので、現在その執行段階に入っているところでございます。

なお、このたび新たに当選されました6名の議員の皆様に対しましては、平成23年度当初予算書並びに施政方針の書類をせんだって配付させていただいたところであり、ぜひごらんいただきたいと存じます。

また、本年3月の町議会定例会におきまして、「人・緑未来輝く生活都市きくよう」を将来像とする、第5期菊陽町総合計画の基本構想について議決をいただきました。現在、前期基本計画の策定に取り組んでおります。本年7月ごろに住民説明会が開催できればと考えているところでございます。

次に、去る3月11日に発生しました東日本大震災につきましては、義援金や職員の災害派遣等の復旧支援に努めております。義援金につきましては、町の予算から1,000万円を支出し、町民の皆様方や職員等からの義援金が500万円を超えております。さらに、一昨日の日曜日に開催されました東日本大震災復興支援チャリティーコンサートにおきましても、義援金、オークション、鑑賞券、チケット代、合わせまして79万1,198円が寄せられました。

また、菊陽町社会福祉協議会では民生委員さんを初め、延べ30名を熊本県消防学校での災害物資仕分け作業のために派遣し、義援金は138万円余りを共同募金会及び日赤熊本県支部に通じて送金しました。町では引き続き支援を行ってまいり所存でございます。議員各位におかれましても、よろしくご支援いただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日の議会に提案しております議案について提案理由のご説明を申し上げます。

提案いたします議案は、条例改正3件及び平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）の計4件、承認第1号から承認第4号まででございます。この4件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明を申し上げます。

承認第1号は、菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、平成23年4月1日付で新山区から分区した北新山区を支所の所管区域に加えるため、菊陽町支所設置条例を改正するものであります。

承認第2号は、菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

これまで被保険者の経済的負担軽減等のため、出産育児一時金の支給額を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての緊急的な暫定措置として4万円引き上げ、39万円にいたしておりました。このため、今回の条例改正は平成23年4月1日以降の出産について引き続き被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等の一部改正により支給額を恒久化するものでございます。

承認第3号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法施行令の一部改正に伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、主な改正点は国民健康保険税における賦課限度額を変更するものでございます。

承認第4号は、平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億4,562万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億1,558万2,000円と定めるものでございます。

歳入においては、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、地方債などが確定しましたので、調整を行いました。補正の主なものといたしましては、地方税6,423万4,000円、地方交付税1億1,054万8,000円、寄附金1,234万7,000円、繰入金2億3,161万6,000円などの増額、財産収入2億5,035万2,000円、諸収入4,150万7,000円などの減額でございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費2億26万8,000円の増額、衛生費4,267万1,000円、土木費5,410万円などの減額でございます。また、歳入歳出予算調整のため、予備費を3,426万1,000円増額しております。

以上、4議案について要旨のみ説明いたしました。

詳細につきましては議案審議の際に説明いたしますので、慎重にご審議いただきましてご承認を賜りますようお願い申し上げます。あいさつ並びに提案理由の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 町長のあいさつ並びに提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第17 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（大塚 昇君） 追加日程第17、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。

武蔵ヶ丘支所長、内容の説明を求めます。

○武蔵ヶ丘支所長（堀川正信君） 承認第1号は菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

内容は、平成23年4月1日付で新山区から分区した北新山区の支所の所管区域に加えるた

め、菊陽町支所設置条例を改正するものであります。

最終ページの菊陽町支所設置条例新旧対照表をごらんください。

所管区域の南花立の後に、「北新山」を追加するものであります。

それでは、2枚前に戻っていただきまして、改正文の附則のところになりますが、施行期日につきましては平成23年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第18 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定）**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第18、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（村田節子君） 承認第2号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、本年3月30日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が制定されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

お手元の資料、最終ページの参考資料の新旧対照表をごらんください。

現行は、第7条で出産育児一時金を本則で35万円と規定、附則第2条で緊急の少子化対策として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について期間を限定して4万円引き上げ、39万円にしておりました。

今回の改正案は、健康保険法施行令等の一部改正によりまして、平成23年4月1日から第7条の本則そのものを35万円から39万円に引き上げ、附則第2条を削り、附則第1条の見出しと

条名を削るものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第19 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税  
条例の一部を改正する条例の制定）**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第19、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（阪本浩徳君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第3号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるとでございます。

内容は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものでございます。詳細は議案の最終ページにございます新旧対照表によって説明させていただきます。

国民健康保険税は、課税につきましては3つに分かれております。まず1つが、一般的な国民健康保険といいます、医療の分でございます。それから、2つ目が後期高齢者等の分、それから介護給付金の分、の3つでございます。それぞれに地方税法施行令に限度額が定められております。その限度額が今回改正となりましたので、あわせて町の税条例も改正するのでございます。

内容は、第2条の第2項で基礎課税額を50万円から51万円に引き上げるものでございます。それから、第3項で後期高齢者支援金等の課税額の限度額を13万円から14万円に引き上げるものでございます。それから、第4項で介護給付金課税額の限度額を10万円から12万円にそれぞ

れ引き上げるものでございます。

2枚戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条例は23年4月1日から施行するということございまして、適用区分につきましては第2条で平成23年度以降の国民健康保険税から適用ということでございまして、22年度までについては従前の例によるということでございます。

今回3月に税率がアップしまして、今回は限度額の引き上げということで、皆様方には本当にご迷惑かけますけれども、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。お世話になります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第3号の専決処分の承認を求めることについてということで質問をします。

今の課税限度額の引き上げで、医療分が50万円から51万円で、後期高齢者分が13万円から14万円、介護給付分が10万円から12万円ですので、全体で4万円の引き上げになるとと思いますが、どの程度の世帯に影響するのかということと、この全体の影響額がどの程度なのか、その2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） それでは、小林議員の質問にお答えいたします。

まず、医療分でございますが、平成23年度の課税はまだ済んでおりませんので平成22年度ベースで説明させていただきます。

まず、課税分の限度額いっぱいの方は平成22年度で118人ほどいらっしゃいますので、1万円上がりますので、約118万円はアップになろうかと思ひます。

それから、後期高齢者の方でございますけれども、これは73世帯ほどございますので、1万円アップでございますから73万円の増額になろうかと思ひます。

それから、介護給付金分でございますけれども、これは2万円のアップでございます。世帯で言いますと64世帯ほどございますので、124万円ほど上がる見込みでございます。トータルしますと、315万円ほどの増額が見込まれるというところでございますが、いずれにしても平成23年の課税はまだ済んでおりませんので、あくまでも見込みということでご理解いただければというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第3号の専決処分の承認を求めることについて討論を行います。

3月議会の国保税の税率アップのときも、国保税の負担が非常に重くなっておりまして、一般会計からの財政支援措置などを行ったかどうかということで、町はそういうのを今のところ行ってないものですから反対討論を行いました。今回限度額の引き上げで、今でも国保税の負担が非常に重くなっておりますので、それをより一層深刻にするものだということで、反対とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第20 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第9号））

○議長（大塚 昇君） 追加日程第20、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第9号））についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、承認第4号の平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）につきましては、本年3月の議会定例会議案以降におきまして、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったものにつきまして、本年3月31日をもって確定しました収入等の内容で調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ担当課長がお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

2ページをめくっていただき、1ページをお開き願います。

歳入歳出の予算の補正は、町長の提案理由にもありましたように、第1条で歳入歳出予算の総額に1億4,562万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億1,558万2,000円と定めました。

また、第2条で繰越明許費の追加を第2表の繰越明許費補正で、第3条で地方債の変更を第

3表の地方債補正で計上したところでございます。

2ページをお開き願います。

そこでまず、歳入でございますが、3月の補正後に予算額の変更が生じたもの、または歳入額が確定したものにつきまして補正を行っております。

款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

1の町税を6,423万4,000円増額し62億1,127万5,000円としておりますが、町税、固定資産税及びたばこ税の増額、下のページの款の12の地方交付税を1億1,054万8,000円増額し7億2,979万5,000円としておりますが特別交付税の増額、4ページをお開きいただき、18の財産収入2億5,035万2,000円の減額は財産売払収入の減額、19の寄附金は1,234万7,000円の増額、20の繰入金2億3,161万6,000円の増額は基金繰入金の増額、22の諸収入4,150万7,000円の減額は雑入の減額等によるものでございます。

歳入合計といたしましては、補正として1億4,562万9,000円を増額し、歳入総額を118億1,558万2,000円としております。

下のページは歳出でございますが、歳出につきましては3月の補正後に予算の大幅な変更の必要性が生じたもの、または歳入の確定により財源の入れかえが必要になったものなどについて補正を行っております。

款の区分ごとに主なものを申し上げます。

2の総務費を2億26万8,000円増額し22億9,546万円としておりますが総務管理費等の増額、4の衛生費4,267万1,000円の減額は保健衛生費の減額、8の土木費5,410万円の減額は都市計画費の減額等、6ページをお開きいただき、14の予備費を3,426万1,000円増額してありますが、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものにつきまして計上したものでございます。

歳出合計といたしまして、補正として1億4,562万9,000円を増額し、歳出総額を118億1,558万2,000円としております。

下のページは第2表の繰越明許費補正でございます。これは、本年度内に完成が困難であることが予想され、年度内に支出が終わらない見込みがあります事業につきまして、繰越明許費の限度額を定めたものでございます。

款の8土木費、項の2道路橋梁費で道路新設改良単独事業は、町道新山2号線道路改良に伴います公有財産購入費等で379万6,000円を計上しております。

8ページをお開きいただき、第3表の地方債補正でございますが、これは限度額のみの変更でございます。

小型動力ポンプ購入事業分の防災対策事業債は、事業費の減額により記載の限度額を20万円減額し110万円とするものでございます。したがって、平成22年度の地方債総額は8億40万円としております。

9ページ以降は補正予算に関します説明書でございます。

主なものの補正額についてご説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。下のページです。

まず、歳入でございますが、款の1町税、項の1町民税、目の1個人は、節区分の2滞納繰越分を900万円増額し、2,250万円に、目の2法人で節区分の1現年課税分を1,900万円増額し6億9,335万7,000円としております。

次に、項の2固定資産税、目の1固定資産税は節区分の2滞納繰越分を1,800万円増額し3,800万円としております。

14ページをお開きいただき、項の4たばこ税、目の1たばこ税は1,832万7,000円増額し2億7,704万7,000円としております。

次に、款の2地方譲与税及び下のページの款の3利子割交付金以下の交付金は、それぞれ確定した額に調整したものでございます。

17ページをお開きいただき、下段の款の12地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税、節区分の1地方交付税は、特別交付税額を1億1,054万8,000円増額し1億4,054万8,000円とするものでございます。

22ページをお開きいただき、款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入、節区分の1土地売払収入は、説明欄の第二地区保留地処分金を2億8,779万4,000円減額し2,970万6,000円としております。

次に、款の19寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、節区分の1一般寄附金の増額は、有限会社さんふれあからの寄附金で、補正後の金額を1,234万7,000円としております。

次に、款の20繰入金、項の2基金繰入金で、目の3人材教育基金、目の6ふるさと創生事業基金、及び下のページの目の10スポーツ文化振興基金は、財源充当を必要としなくなったものについて減額により調整し、目の7土地区画整理事業基金は2億3,397万9,000円増額し3億9,840万7,000円としております。

24ページをお開きいただき、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の2臨時診療所診療収入は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を本年度も設置しませんでしたことから4,277万円全額を減額しております。

款の23町債につきましては、地方債のほうで説明した内容でございます。

下のページは歳出でございますが、款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費のように、歳出補正額を0としておりますのは、財源の入れかえのみを行ったものでございます。

次に、目の8財政調整基金等費で、節区分の25積立金2億円は将来の事業の推進に備えるものでございますが、説明欄の公共施設整備基金は1億円を積み立て、年度末残高を、見込みでございまして4億1,641万2,000円に、学校建設基金は1億円を積み立て6億6,162万円とするものでございます。

27ページをお開きいただき、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の2老人福祉費で節区分の19負担金補助及び交付金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金750万円は、県補助金を受



けて、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所に対しまして増額し、補助金を交付するものでございます。

28ページをお開きいただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費で目の5臨時診療所費は、先ほど歳入でも申し上げましたが、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置しませんでしたことから、全額を減額しております。

31ページをお開きいただき、款の8土木費、項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は、第二地区土地区画整理事業関係で、主に保留地処分金を財源といたしまして実施しております事業について、平成22年度の実績による減額での調整を行っております。

36ページをお開きいただき、最後に先ほども説明いたしましたが、予備費につきましては3,426万1,000円を増額し1億2,531万6,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第4号の専決処分の承認を求めることについて質問をさせていただきます。

4ページの款の20の繰入金で、基金の繰り入れが2億3,161万6,000円の繰入増になっていて、それだけではないのかもしれないんですが、25ページの財政調整基金等費で2億円の補正額が積み立てがあるんですけども、これは22年度の補正でかなり多額の金額なんですが、3月議会でこういう計上はできないのか、やはり年度末の状況があるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまご質問のありました基金繰入金の関係につきましては、それぞれ担当もあり、またそういう意味でご答弁申し上げるべきところがございますけれども、基金が広くにわたる部分もございますので、財政課のほうから総括的な部分でご答弁させていただきます。

今ご質問の中にありましたように、4ページに総額が2億3,161万6,000円の増額としております。この内訳といたしまして、ページをめくっていただき、22ページでございますけれども、22ページに内訳を入れておまして、下のほうの款の20繰入金、2基金繰入金、それから3の人材育成基金とふるさと創生事業基金がそれぞれ減額での補正、そして下のページで、7の土地区画整理事業基金繰入金を2億3,000万円の増額、スポーツ・文化を減額して合計で2億3,161万6,000円の今回の歳入の増額ということでございます。

先ほども若干触れましたが、基金繰入金については事業の推進に当たりまして、それぞれ人材育成、ふるさと創生、これは花いっぱい、あるいは生け垣等の補助に対して財源とするもの

でございますし、また土地区画整理事業につきましては、事業の推進のための財源として必要な場合に基金から取り崩して事業を行うもの、スポーツ・文化についてもスポーツまたは文化の振興の際に必要なものについて財源を基金から利用させていただくものでございますけれども、減額分につきましては、不用になったものについて確定しましたので、3月にも可能性としてはできる部分もあるかと思っておりますけれども、3月の頭で3月の補正議案を作成しますので、ぎりぎり若干のぶれは出てくるにしてもできないことはないかと思っておりますけれども、財源の減額ということでもありますので、あえて無理するような3月の補正ではなくて、確定した段階で今回減額させていただくというような形で進めさせていただきました。

また、土地区画整理事業につきましても、今回は保留地処分金のほうが減額させていただいておりますので、その分の不足分を基金で対応しましたために、これも額が確定した時点でないと計上できないということでございます。

また、それとは別に、先ほども質問の中にもありましたように、ページの25でございますけれども、歳出のほうでございます。

歳出のほうの款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費の中で今回2億円の増額ということで積み立てを行うことといたしました。この分につきましては、今回の計上の中で特別交付税の増額、あるいは町税が収入額が増額として確定してきておりますので、その分の財源の余裕ができた段階におきまして、繰り越しとはせずに現時点で可能な範囲で必要なものに基金として積み立てるということを行ったものでございまして、この部分につきましてもある程度事業の推進があり、その中で確定する収入が出てきません段階でないと補正は難しいという状況であろうかと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私別に反対ではないんですけれども、今回のこの時期になると専決処分になってしまいますので、可能な限り多額の補正は3月議会の例えば最終日とか、そういうことである程度もう少し工夫できないかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまの質問では、3月の議会が例年のように確定したものではありませんが、3月上旬の開始、それからその補正の審議を早目にいただいて、その結果を受けて進めてまいります。今の質問では最終日が二十数日になろうかと思っておりますけれども、その時点で追加としてというようなご質問ではなかったらどうかと思っておりますけれども、そういうことでよろしいですか。そういう意味……

（16番小林久美子君「今回になると専決になってしまいますので、そこら辺の違い」の声あり）

3月の最終日の追加でということ……

(16番小林久美子君「そうですね。多額のところは」の声あり)

ですね。そういうことであろうかと思えます。

私どものほうも、これまでに3月の議会の中で追加議案の中で補正として計上させていただいた例もございますけども、一般的な通常の議会对応といたしましては、議案を3日前に提出させていただくというような部分などございまして、議会が始まる前に議案をお配りいたしまして、それをもって審議いただく流れとしておりますので、よほど緊急なものでない限り追加での補正は行ってきておりませんで、そういう定例化していきますのもどうかという部分がございますので、今回の補正の内容を見ていただきますと、歳入の確定に伴う変更が主でございまして、地方自治法等で定めてあります専決処分の内容としては何ら不都合な点はないかと思っております。

なるべく小林議員の質問にもありましたように、今回の専決はあくまでも町長のほうの専決として今回報告し承認を求めるだけのものがございますので、町の姿勢といたしましては、町長も常日ごろ申しておられますけども、議会に提案させていただく形の補正として計上させていただくように努力は今後ともしていきたいと思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

お諮りします。

追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第21とし議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。以上1件を日程に追加し、追加日程第21として議題とすることに決定しました。

ただいまから議案を配付します。しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（大塚 昇君） それでは、議案審議に入ります前に、町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、追加議案の提案理由を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、早朝から大変お疲れの中とは存じますが、急を要する案件が生じたのでよろしくお願い申し上げます。

ただいまお配りいたしました、同意第3号監査委員の選任についてでございます。

本件は、議員選出の監査委員でありまして、酒井良一委員が平成23年5月1日をもちまして議員の任期を満了されましたので、現在議員選出の監査委員が欠員になっているところでございます。このため、新たに議員選出監査委員として加藤眞佐男氏を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものでございます。ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 町長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第21 同意第3号 監査委員の選任について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第21、同意第3号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、加藤眞佐男君の除斥を求めます。

〔14番 加藤眞佐男君 退席〕

○議長（大塚 昇君） 総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（吉岡典次君） それでは、同意第3号監査委員の選任についてご説明申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第197条におきまして、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によると規定されております。

これまで議員のうちから監査委員に選任されておりました酒井良一様におかれましては、先ほどの町長の提案理由にありまして、平成23年5月1日をもって任期が満了となつているところでございまして、このたび新たに選任する必要が生じたので、今回加藤眞佐男様の選任に対する同意をお願いするものでございます。

加藤眞佐男様は昭和27年4月21日生まれで、住所は菊陽町武蔵ヶ丘1丁目8番10号でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第3号は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

加藤眞佐男君の除斥を解きます。

〔14番 加藤眞佐男君 入場〕

○議長（大塚 昇君） 加藤眞佐男君に告知します。

ただいま監査委員に選任されましたのでお知らせいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成23年第1回菊陽町議会臨時会を閉会します。ご苦勞でございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後3時28分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会臨時議長 芝 和 長

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会副議長 梅田 清明

菊陽町議会議員 中岡 敏博

菊陽町議会議員 野田 恭子

菊陽町議会会議録  
平成23年第1回5月臨時会

平成23年5月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇  
編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL(096) 232-4919